

令和3年（2021年）11月29日

小田原市生活交通ネットワーク協議会会員 各位

小田原市生活交通ネットワーク協議会  
会長 吉田 樹

令和3年度第2回小田原市生活交通ネットワーク協議会に係る書面協議の  
開催について

仲秋の候ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から会員の皆様におかれましては、本協議会の運営について、ご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年度第2回小田原市生活交通ネットワーク協議会に係る協議事項につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、小田原市生活交通ネットワーク協議会規約第5条第7項に基づき、書面にて協議させていただきます。

つきましては、別紙2～5をご確認いただき、別紙1「書面協議回答票」にご記入の上、12月6日（月）までに、事務局へご回答をお願いいたします。

なお、路線バスの再編案（協議事項1・2）については、地域（自治会）及び事業者との協議を経た内容となっておりますので、何卒ご理解いただきますよう、お願いいたします。

（事務担当）

小田原市生活交通ネットワーク協議会事務局  
小田原市都市部まちづくり交通課交通政策係  
泉

電話：0465-33-1267

FAX：0465-33-1579

E-mail：ma-koutsu@city.odawara.kanagawa.jp

## 次第 兼 配布別紙 一覧

### 1 協議事項

#### (1) 橘地域路線バスの再編について

- 別紙 2-1 概要説明資料（橘地域における路線バスの実証運行及び路線の再編について）  
※住民説明会資料（令和3年7年）を一部時点修正したもの
- 別紙 2-2 神奈川県生活交通確保対策地域協議会に係る路線退出等意向申出書
- 別紙 2-3 路線図及び運行ダイヤ表（再編後）

#### (2) 片浦地域等における路線バスの退出意向の申出に対するバス事業者との協議結果（再編による存続）について

- 別紙 3-1 概要説明資料（路線バスの退出意向の申出について）
- 別紙 3-2 神奈川県生活交通確保対策地域協議会に係る路線退出等意向申出書

#### (3) 地域公共交通計画の策定について

- 別紙 4 概要説明資料（小田原市地域公共交通計画の策定について）

### 2 報告事項

#### (1) 令和2年度ユニバーサルデザインタクシー導入に係る事業評価について

- 別紙 5-1 概要説明資料（令和2年度ユニバーサルデザインタクシー導入に係る事業評価について）
- 別紙 5-2 令和2年度策定 生活交通改善事業計画（令和2年8月12日策定）

小田原市生活交通ネットワーク協議会事務局  
 小田原市都市部まちづくり交通課交通政策係 行

**1 橘地域路線バスの再編について . . . . . 別紙 2-1 ~ 2-3 参照**

路 線	事務局 (市) 案	左記、事務局案について
国府津駅～橘団地 (神奈川中央交通(株))	減便の上、本市から運行経費の一部を補助することで、当面は路線バスを維持する。	<input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない
※上記について、承認しない場合は、理由をご記載ください。		

**2 片浦地域等における路線バスの退出意向の申出に対するバス事業者との協議結果 (再編による存続) について . . . . . 別紙 3-1 ~ 3-2 参照**

路 線	事務局 (市) 案	左記、事務局案について
① 小田原駅～栢山駅 (箱根登山バス(株))	事業者の意向どおり退出を認める。	<input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない
② 小田原駅～真鶴駅 ～湯河原駅 (箱根登山バス(株))	事業者の意向どおり退出を認める。	<input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない
③ 小田原駅～根府川 駅～石名坂 (箱根登山バス(株))	減便の上、本市から運行経費の一部を補助することで、令和4年度は、路線バスを維持する。	<input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない
※上記について、承認しない場合は、対象路線を記入の上、理由をご記載ください。		

**3 小田原市地域公共交通計画の策定について . . . . . 別紙 4 参照**

事務局 (市) 案	左記、事務局案について
令和4年度より、本協議会で地域公共交通計画を策定していく。(発注方法：プロポーザル方式)	<input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない
※上記について、承認しない場合は、理由をご記載ください。	

会員所属： \_\_\_\_\_

会員職名： \_\_\_\_\_

会員氏名： \_\_\_\_\_

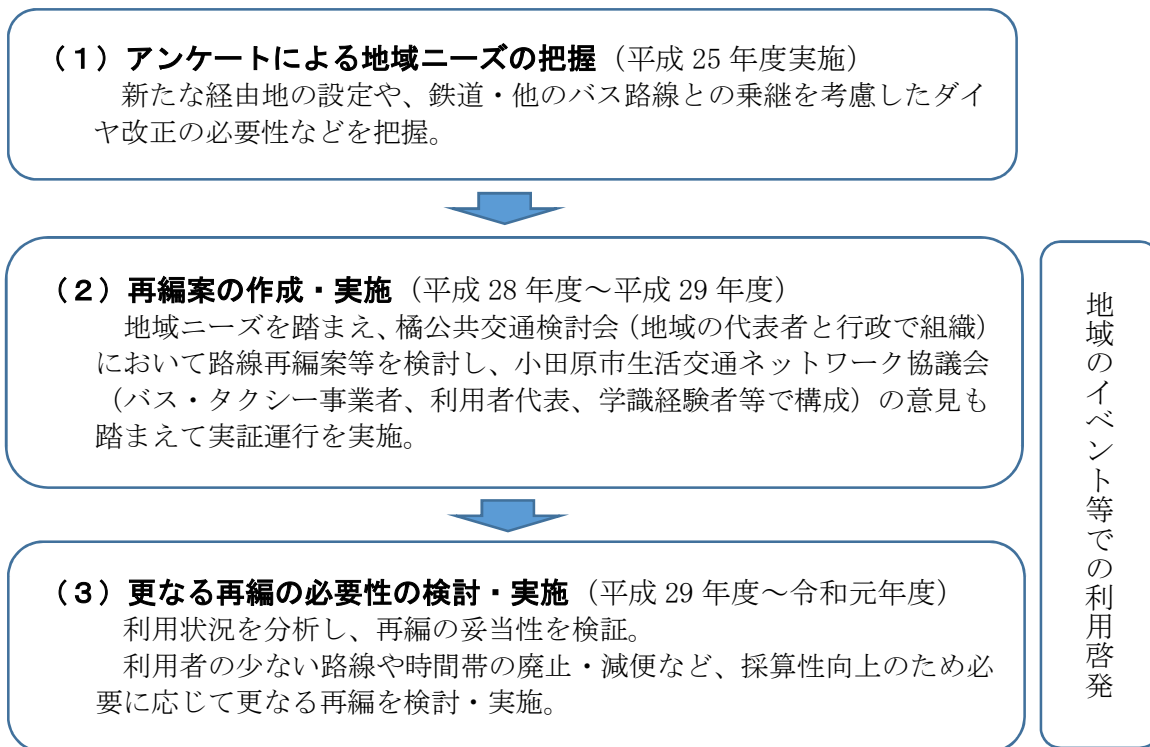
FAX : 0465-33-1579  
 mail : ma-koutsu@city.odawara.kanagawa.jp

## 橘地域における路線バスの実証運行(平成28年度～令和元年度)及び 路線の再編について

### 1 実証運行の目的

利用者の減少に伴う路線バスの減便や路線廃止が懸念される橘地域において、地域、バス事業者及び行政の協働により、地域ニーズを踏まえた路線バスの再編による運行効率化や、地域のイベントでの利用啓発実施などの実証運行に取り組み、効果を検証するとともに、その結果を市域全体の持続可能な公共交通ネットワークの構築に活用する目的で実施したものです。

### 2 実証運行に係る取組フロー



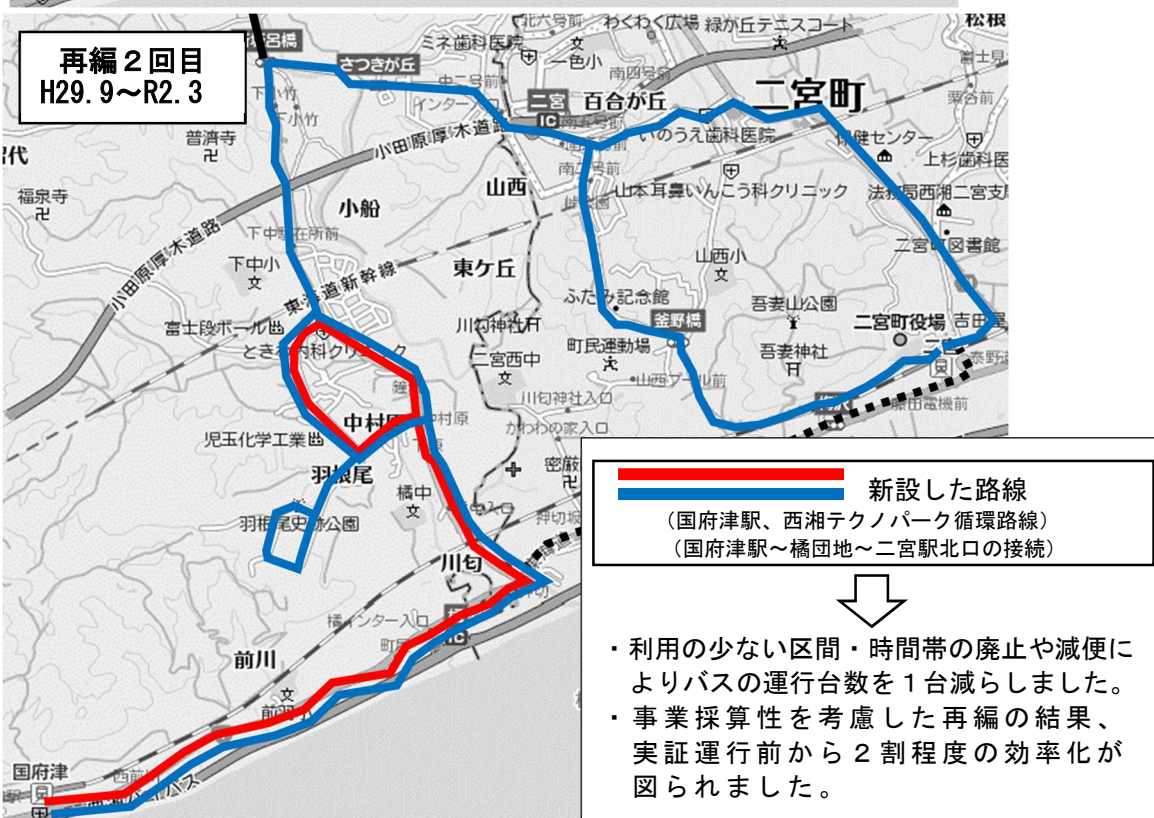
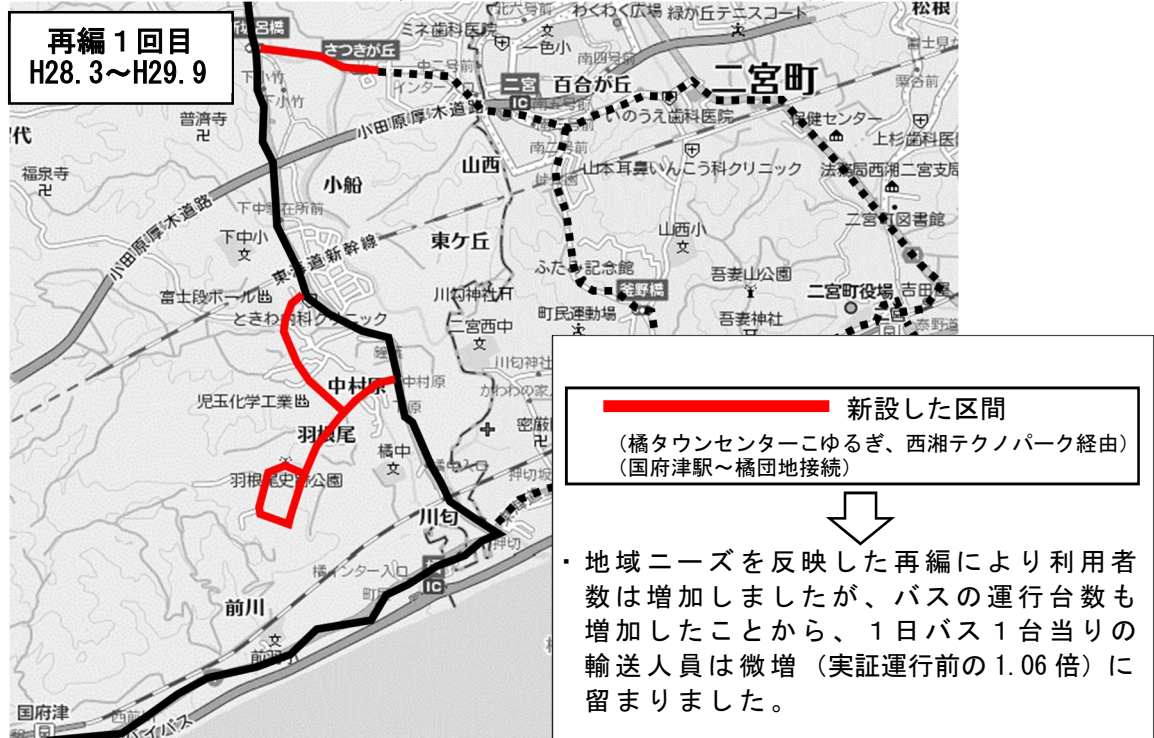
※ 実証運行に係る費用(赤字額)の1/2を上限に、市からバス事業者へ補助。

### 3 路線再編と利用状況

#### (1) 利用者数などの推移

	実証運行前 H28.3 以前	再編 1 回目 H28.3~H29.9	再編 2 回目 H29.9~R2.3
1日当たりの利用者数	684 人/日	910 人/日	840 人/日
バスの運行台数	4 台	5 台	4 台
1日バス1台当たりの輸送人員	171 人/日	182 人/日	210 人/日

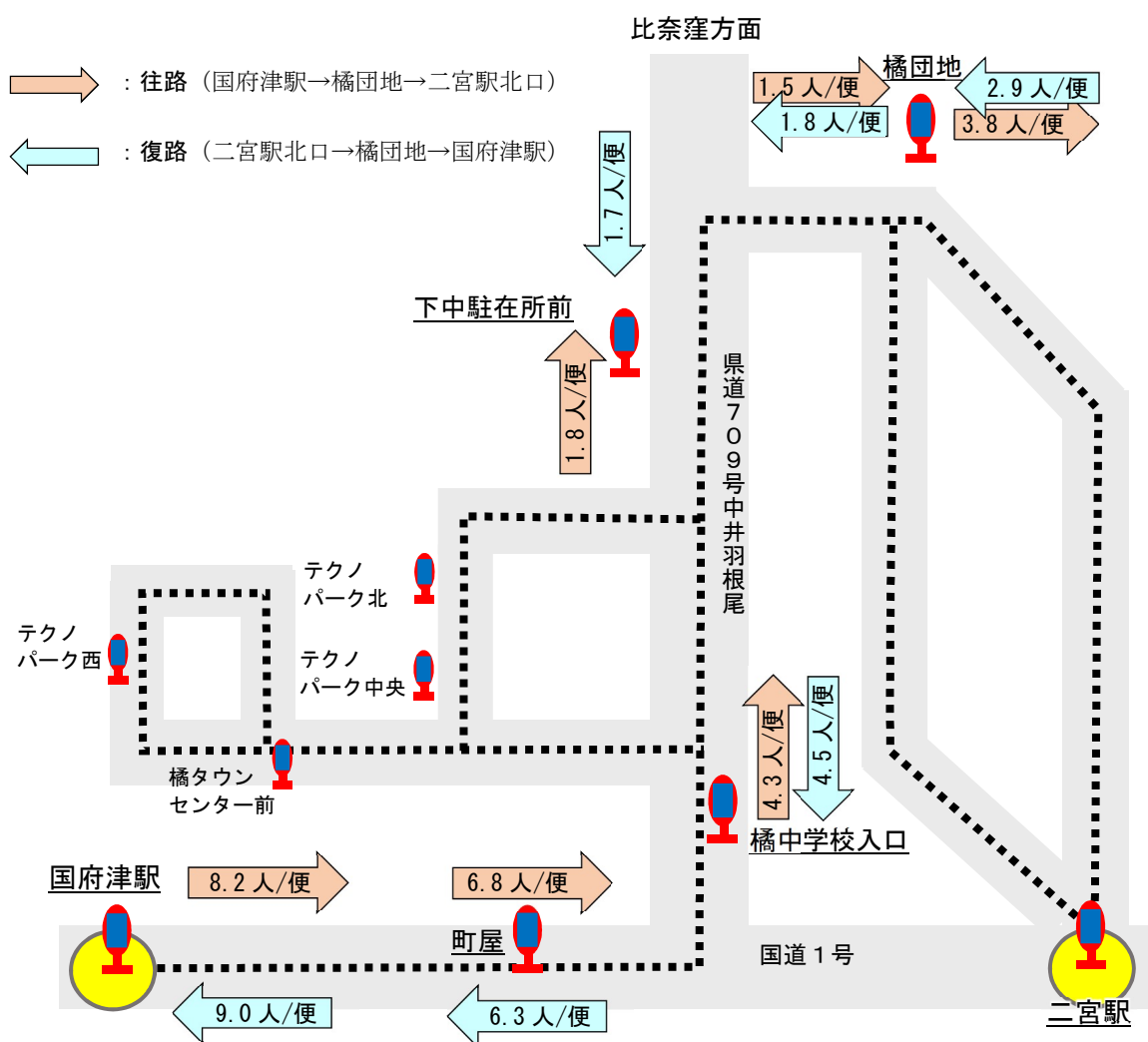
※ 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和2年1月末までの実績を基に算出



## (2) 区間別の利用状況

- ① 国道1号区間（国府津駅バス停～町屋バス停）は、一定の利用があるものの、事業者単独で運行を維持していくのは難しい水準。
- ② 県道709号中井羽根尾～橘団地の区間については、橘団地に近くなるほど利用者が減少。
- ③ 橘団地バス停利用者は、主に二宮駅方面のバスを利用。

### 主要バス停に到着する際の乗客人数（1便当り）



主要バス停における乗客数の比較

(人/便)

バス停名	国府津駅 (発・着)	町屋 (着)	橘中学校 入口(着)	下中駐在 所前(着)	橘団地	
					着	発
往路(二宮駅方面)	8.2	6.8	4.3	1.8	1.5	3.8
復路(国府津駅方面)	9.0	6.3	4.5	1.7	2.9	1.8

(平成29年9月16日～令和2年1月末の実績より算出)

※ 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和2年1月末までとした。

#### 4 今後の対応（案）について

実証運行の結果、1日バス1台当りの輸送人員は、2割程度増加しましたが、実証運行を継続してもバス事業者が自主運行の目安とする目標値の達成は今後も見込まれないことから、令和元年度末をもって実証運行事業を終了しました。

現在はバス事業者が単独で運行を続けていますが、バス事業者から、国府津駅方面の路線（国府津駅～橘団地の区間）については、減便・路線再編しても単独での運行継続は困難であるとの方針が示されたことから、減便・路線再編を行いつつ、市が国の補助制度に準じた補助（損益の1/2）を行うことで、当面路線バスの運行を継続したいと考えています。

路線再編に伴うダイヤ改正については、今年度中の実施を予定しており、7月に地域住民への説明会（計4回（前羽地区2回、橘北地区2回））を実施し、現在は、神奈川県生活交通確保対策地域協議会での協議に向けて、調整をしています。

	実証運行前	実績	目標値	実績/目標値
1日バス1台当りの輸送人員	171人/台	210人/台	400人/台	▲48%

1.23倍

（※ 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和2年1月末までの実績を基に算出。）

#### 5. 再編後の運行見込み

運行経路	往路	復路
①国府津駅～テクノパーク中央～国府津駅（循環路線） 約8.6 km	6便	6便
②国府津駅～橘タウンセンター前・テクノパーク中央～橘団地 約7.7 km	3便	3便
③国府津駅～テクノパーク中央～橘団地 約6.3 km	1便	1便
補助対象路線計 (※再編前)	10便 26便	10便 26便

補助対象外

二宮駅（南口）～押切～中井町役場
二宮駅（北口）～釜野又は中里～橘団地



(様式 1)

神奈中交発 2021 第 343 号

2021年 9月 27日

神奈川県生活交通確保対策地域協議会  
会長 神奈川県副知事 殿

平塚市八重咲町 6 番 18 号  
神奈川中央交通株式会社  
取締役社長 堀 康紀

神奈川県生活交通確保対策地域協議会に係る路線退出等意向申出書

次の路線について退出等の意向を申し出ます。

申出 路線 番号	退出等意向申出路線 (区間)		意向申出内容	事 由	退出等 予定年月	関係系 統数
	起点～終点 (通過市町村名)	キロ程 (km)				
1	国府津駅～橋団地 (小田原市・二宮町)	7.9	減回	利用者の減少による 採算悪化のため	2022年3月	7

記入要領

- 1 申出路線番号は、退出等意向申出路線ごとに番号をかえて記入する。
- 2 退出等意向申出路線 (区間) は、路線の起終点を停留所名をもって記入するとともに、当該区間のキロ程を小数点第 1 位 (第 2 位以下切り捨て) まで記入する。
- 3 意向申出内容は、「路線廃止」等具体的な内容を記入する。
- 4 事由は、退出等を必要とする理由を簡潔に記入する。
- 5 退出等予定年月は、意向申出内容を実施しようとする予定年月を記入する。なお、路線休止に係る場合は予定する休止の期間もあわせて記入する。
- 6 関係系統数は、退出等意向申出路線に関係する系統数を記入する。

添付資料

- 1 別表 (退出等意向申出路線に係る運行系統別調書)
- 2 退出等意向申出路線の路線図



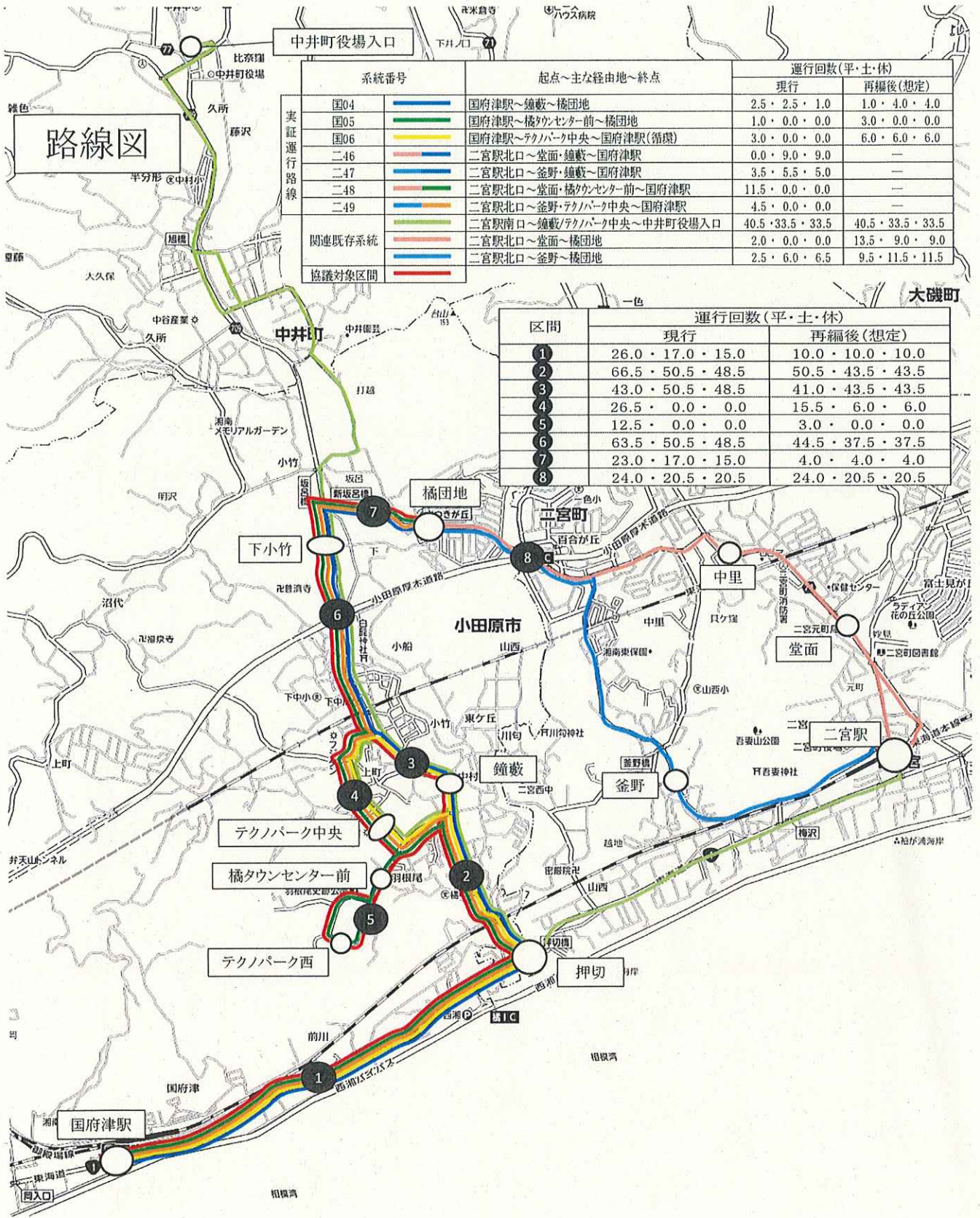
(別 表)

## 退出等意向申出路線に係る運行系統別調書

申出 路線 番号	系統 番号	起点～主な経由地～終点 (通過市町村名)	種別	キロ程 (k m)	運行回数 平日・ 土休日(回)	平均乗 車密度 (人)	実車走行 キロ (k m)	輸送人員 (人)	経常費用 (千円)	経常収益 (千円)	差額 (千円)	競合区間 キロ程 (k m)	国 補 助	備 考
1	国 04	国府津駅～鐘藪～橘団地 (小田原市・二宮町)	②	5.8	(2.5・2.5・1.0)	3.8	8,914.6	12,321	5,231	2,000	▲3,231	2.7		
	国 05	国府津駅～ 橘タウンセンター前～橘団地 (小田原市・二宮町)	②	7.7	(1.0・0.0・0.0)	1.7	3,341.8	1,702	1,961	280	▲1,681	3.2		
	国 06	国府津駅～テクノパーク ・鐘藪～国府津駅 (小田原市・二宮町)	②	8.6	(3.0・0.0・0.0)	5.4	5,598.6	10,341	3,285	1,601	▲1,684	3.4		
	二 46	二宮駅北口～堂面・橘団地 ・鐘藪～国府津駅 (二宮町・小田原市)	②	往 9.3 復 9.1	(0.0・9.0・9.0)	3.9	24,508.8	30,145	14,382	4,833	▲9,549	往 6.2 復 6.0		
	二 47	二宮駅北口～釜野・橘団地 ・鐘藪～国府津駅 (二宮町・小田原市)	②	9.6	(3.5・5.5・5.0)	4.1	29,289.6	36,644	17,187	6,003	▲11,184	6.5		
	二 48	二宮駅北口～堂面・橘団地・ 橘タウンセンター前～国府津駅 (二宮町・小田原市)	②	往 11.2 復 11.0	(11.5・0.0・0.0)	5.3	55,400.1	82,088	32,509	13,183	▲19,326	往 6.7 復 6.5		
	二 49	二宮駅北口～釜野・橘団地 ・テクノパーク～国府津駅 (二宮町・小田原市)	②	10.1	(4.5・0.0・0.0)	4.3	19,725.3	26,140	11,575	4,355	▲7,220	7.0		

## 記入要領

- 1 本調書は、退出等意向申出路線に関係する全ての系統について、申出路線ごとに区切って記入する。
- 2 運行系統は現時点のものを、輸送実績については最新の年度のものを記入する。但し、現在の系統と各実績数値の内容が著しく相違する場合は、実績数値欄は空白とし、余白にその旨を明記する。
- 3 申出路線番号は、申出書の番号と合致させるものとする。
- 4 系統番号は、系統毎に「かながわのバスマップ」（県バス協会編）に記載されている系統番号を記入する。
- 5 種別欄は、現時点での系統整理の考え方について、①系統廃止、②系統変更（系統の短縮や他系統に振り替えるもの等）、③その他 の数字を記入する。
- 6 キロ程、運行回数、平均乗車密度、実車走行キロ、競合区間キロ程は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記入する。
- 7 運行回数は、平日・土休日（祝祭日を含む）毎に、年間を通した平均回数を記入する。なお、1往復を1回とし、循環系統の場合は1循環1回とする。
- 8 競合区間キロ程は、自社他社を問わず、競合している区間の全キロ程を記入する。（当該系統で競合区間が複数ある場合には合算する。）
- 9 国補助欄は、国の「バス運行対策費補助金交付要綱」（H13.5.25）の第1章第2条（3）（イ）～（ニ）に該当し、補助を受けて維持したい路線について「○」を記入する。
- 10 備考欄は、種別欄が②、③の場合にその内容を簡潔に記入する。また、同一の系統を複数の申出路線について記載する必要がある場合には、「再掲」と記入する。



# 路線図

系統番号	起点～主な経由地～終点	運行回数(平・土・休)	
		現行	再編後(想定)
国04	国府津駅～鐘敷～橋団地	2.5・2.5・1.0	1.0・4.0・4.0
国05	国府津駅～橋タウンセンター前～橋団地	1.0・0.0・0.0	3.0・0.0・0.0
国06	国府津駅～テクノパーク中央～国府津駅(循環)	3.0・0.0・0.0	6.0・6.0・6.0
二46	二宮駅北口～堂面～鐘敷～国府津駅	0.0・9.0・9.0	—
二47	二宮駅北口～釜野～鐘敷～国府津駅	3.5・5.5・5.0	—
二48	二宮駅北口～堂面～橋タウンセンター前～国府津駅	11.5・0.0・0.0	—
二49	二宮駅北口～釜野～テクノパーク中央～国府津駅	4.5・0.0・0.0	—
関連既存系統	二宮駅南口～鐘敷/テクノパーク中央～中井町役場入口	40.5・33.5・33.5	40.5・33.5・33.5
協議対象区間	二宮駅北口～堂面～橋団地	2.0・0.0・0.0	13.5・9.0・9.0
協議対象区間	二宮駅北口～釜野～橋団地	2.5・6.0・6.5	9.5・11.5・11.5

区間	運行回数(平・土・休)	
	現行	再編後(想定)
①	26.0・17.0・15.0	10.0・10.0・10.0
②	66.5・50.5・48.5	50.5・43.5・43.5
③	43.0・50.5・48.5	41.0・43.5・43.5
④	26.5・0.0・0.0	15.5・6.0・6.0
⑤	12.5・0.0・0.0	3.0・0.0・0.0
⑥	63.5・50.5・48.5	44.5・37.5・37.5
⑦	23.0・17.0・15.0	4.0・4.0・4.0
⑧	24.0・20.5・20.5	24.0・20.5・20.5

この資料は、説明会終了後に回収させていただきます。

小田原市橋地域路線 【再編後 路線図】

凡例			備考
系統線	系統名	平日運行便数	
		往路 復路	
<span style="color:red">—</span>	国府津駅～テクノパーク～国府津駅循環	6便	右回り、朝方3便・夕方3便
<span style="color:green">—</span>	国府津駅～橋タウンセンター前～橋団地	3便 3便	日中の運行
<span style="color:blue">—</span>	国府津駅～鐘敷～橋団地	1便 1便	国府津駅行き始発便、橋団地行き最終便
合計		10便 10便	
<span style="color:blue">⋯</span>	二宮駅北口～中里～橋団地	24便 24便	橋団地～二宮駅間は、現行便数程度を予定
<span style="color:red">⋯</span>	二宮駅北口～釜野～橋団地		
<span style="color:orange">⋯</span>	二宮駅南口～鐘敷～中井町役場入口	40便 41便	7/24ダイヤ改正後の便数
<span style="color:orange">⋯</span>	二宮駅南口～テクノパーク～中井町役場入口		

【再編後 時刻イメージ】

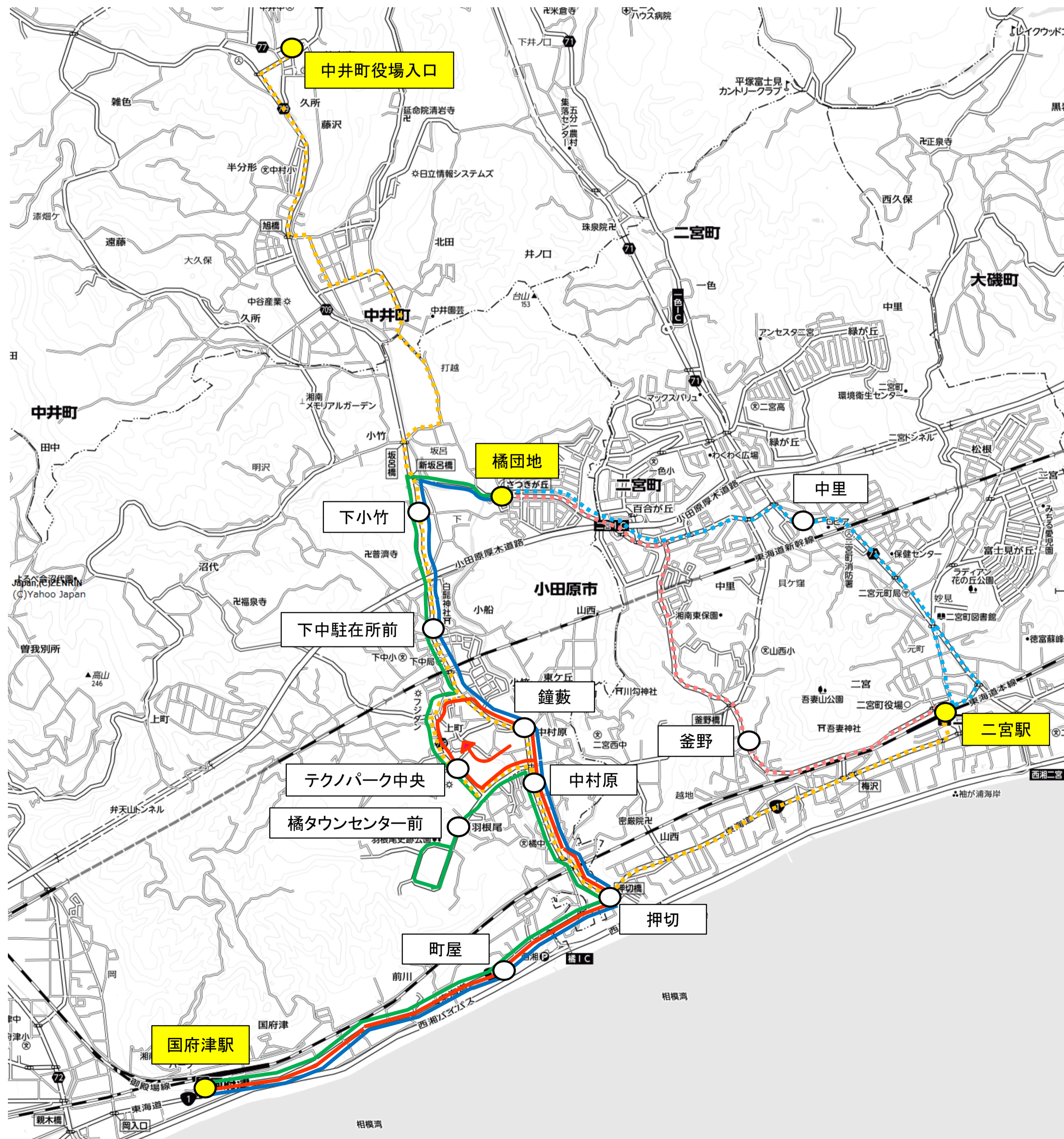
神奈川中央交通株式会社

別紙2-3

凡例	<経由>
<行先>	無印：鐘敷経由
○：循環 国府津駅行き	テ：テクノパーク経由
□：橋団地経由 二宮駅北口行き	タ：タウンセンター経由
△：橋団地止まり	

※この時刻案はあくまでもイメージであり、実際の改正時には変更となる可能性があります。

時刻	国府津駅発		時刻	押切発 国府津駅行		時刻	橋団地発 国府津駅行	
	現行ダイヤ (平日)	再編時刻案 (平日)		現行ダイヤ (平日)	再編時刻案 (平日)		現行ダイヤ (平日)	再編時刻案 (平日)
5	-	-	5	54	1便	5	46	1便
6	テ 二 13 33 53	○ 51	6	14 31 49	3便 29	6	06 23	2便 21
7	テ 二 09 30 53	○ 36	7	11 32 51	3便 10 59	7	03 43	2便
8	タ 二 11 35	○ 21	8	13 57	2便 40	8	44	1便
9	二 13 43	△ 03	9	23	1便	9	10	1便
10	タ 13 43	1便	10	17	1便	10	04	1便
11	タ 43	1便	11	17	1便	11	04	1便
12	二 43	1便	12	17 43	1便 14	12	04	1便 01
13	二 43	1便	13	17 43	1便 24	13	04	1便 11
14	二 43	1便	14	17 43	1便	14	04	1便
15	二 38	1便	15	17 43	1便	15	04 54	2便
16	二 28	1便	16	07 57	2便 49	16	44	1便 36
17	タ 18 58	2便 10 55	17	37	1便 26	17	24	1便
18	二 38	1便 40	18	17 53	2便 11 56	18	04 43	2便
19	二 18 58	2便 25	19	33	1便	19	23	1便
20	二 38	1便	20	13 53	2便	20	03 43	2便
21	二 18 58	2便	21	33	1便	21	23	1便
22	二 55	1便	22	15	1便	22	05	1便
23	-	-	23	-	-	23	-	-
計	26便	10便	計	26便	10便	計	23便	4便



◎再編後の土休日ダイヤ…再編後の平日ダイヤと同様の時間帯・便数での運行となります。国府津駅⇄橋団地は、日中も鐘敷経由での運行を想定しており、時刻が一部変更になります。

※本資料は、箱根登山バスの資料等を基に、本市にて作成した資料となります。  
(内容については、箱根登山バスにも確認済)

## 片浦地区の路線バスについて

### 1 背景

- 令和3年(2021年)3月26日付けで、箱根登山バス株式会社より「神奈川県生活交通確保対策地域協議会(以下「県協議会」という。)」に対し、以下の路線の退出意向申出書が提出された。
- 当該事業者は、これまで厳しい財政状況においても運行継続に努めてきたが、慢性的な運転手不足及び近年の路線バス利用者減少に伴う収支悪化による路線の効率化や、新型コロナウイルス感染症の影響による大幅な減収により、令和4年(2022年)4月初旬の退出を希望している。

### 2 路線の概要

番号	区間	延長	運行回数	想定 利用 人数 (平日)	利用等の状況
①	小田原駅～栢山駅	7.8 k m	平日 6.5 回 土休日 1.5 回	約 19 人/日	小田急線又は富士急湘南バスと並走し、代替公共交通がある。
②	小田原駅～真鶴駅 ～湯河原駅	17.5 k m	平日 0.5 回	約 0.5 人/日	鉄道駅までの代替公共交通は無いが、1日片道1便の運行で、利用者はごく少数である。
③	小田原駅 ～根府川駅 ～石名坂(真鶴町)	12.1 k m	平日 10.5 回 ※関係路線含む	約 89 人/日	鉄道駅までの代替公共交通は無く、一定の利用もある。

### 3 路線図

至 栢山駅



**< 協議路線 >**

- ① 申出路線番号 1  
小田原駅～栢山駅  
(平日6.5便、土休日1.5便)
- ② 申出路線番号 3  
湯河原駅～真鶴駅～小田原駅  
(平日0.5便※片道のみ)
- ③ 申出路線番号 2  
小田原駅～根府川駅～石名坂  
(平日10.5便) ※関係路線含む

退出に伴う  
廃止バス停

※②、③は早川口以降、廃止



3

1

2

方面図

### 3 申出に対する対応（案）について

- (1) ①については、鉄道駅の徒歩圏（800m）に含まれるとともに、他社のバス路線を利用できるため、県協議会における調整を行った上での退出を認める。
- (2) ②については、1日片道1便の運行で利用者のごく少数であるため、県協議会における調整を行った上での退出を認める。
- (3) ③については、代替公共交通が無く、一定の利用もあるため、沿線にある片浦小学校、城山中学校、障がい者通所施設「しおん」に路線バスの利用状況を確認し、バス事業者から提供された利用実績データの分析、利用目的等を把握するための乗車による実態調査等を実施した。

この結果、朝夕に一定の通学や通勤利用があるとともに、通院と買い物利用を兼ねて利用している高齢者が多いことを把握した。

自治会からは、小中学生の通学を最優先に考えて欲しいとの意向が示された。

これらの結果を踏まえ、箱根登山バスと協議を重ねた結果、1日21便から11便に再編（減便）の上、本市から運行経費の一部を補助することで、令和4年度(2022年度)については、路線バスの運行を維持する。

再編後のダイヤ（案） ※太字網掛けが、当面運行する11便(令和4年(2022年)4月～)

便	小田原駅	根府川駅	石名坂	備考
1	<b>6:43</b>	<b>7:03</b>	<b>7:16</b>	<b>通学利用</b>
	(6:53)	(7:13)	(7:26)	(1ダイヤ変更前)
3	<b>7:25</b>	<b>7:47</b>	<b>8:00</b>	<b>通学利用</b>
5	<b>8:00</b>	<b>8:20</b>	<b>8:33</b>	<b>しおん利用</b>
7		8:32	8:44	
10	11:20	11:39	11:55	
12	12:20	12:39	12:55	
14	<b>13:48</b>	<b>14:07</b>	<b>14:23</b>	<b>通学利用</b>
16	<b>15:12</b>	<b>15:39</b>	<b>15:51</b>	<b>通学利用</b>
18	16:24	16:41	16:53	
20	<b>17:50</b>	<b>18:08</b>	<b>18:19</b>	<b>通勤利用</b>
21		18:35	18:47	

便	石名坂	根府川駅	小田原駅	備考
2		6:50	7:12	
4	<b>7:25</b>	<b>7:37</b>	<b>7:58</b>	<b>通学・通勤利用</b>
	(7:35)	(7:47)	(8:08)	(4ダイヤ変更前)
6	<b>8:08</b>	<b>8:20</b>	<b>8:42</b>	<b>根府川駅止め→小田原駅</b>
8	<b>8:38</b>	<b>8:50</b>	<b>9:12</b>	
9	8:48	9:00	9:22	
11	12:15	12:27	12:49	
13	13:15	13:27	13:49	
15	<b>14:40</b>	<b>14:52</b>	<b>15:14</b>	<b>通学利用</b>
17	<b>15:55</b>	<b>16:07</b>	<b>16:29</b>	<b>しおん・通学利用</b>
19	17:10	17:22	17:44	

※城山中生徒の帰り時間はまちまち、片浦小学校児童の帰り時間は想定  
※片浦小学校始業8:10 城山中学校始業8:15

### 4 今後について

- ・12月6日に開催される神奈川県生活交通確保対策地域協議会県西地域分科会ワーキングにおいて、同内容を報告する。
- ・令和5年度（2023年度）の運行については、引き続き交渉を続けていく。
- ・路線バス退出後の新たな移動手段導入については、小田原市生活交通ネットワーク協議会会長からも意見を聴きながら、地域とともに引き続き検討を進めていく。

(様式1)

20 箱登 第104号

2021年3月26日

神奈川県生活交通確保対策地域協議会  
会長 神奈川県副知事 殿

名称及び代表者氏名 箱根登山バス株式会社  
取締役社長 野村尚廣

住 所 神奈川県小田原市東町5丁目33番1号

神奈川県生活交通確保対策地域協議会に係る路線退出等意向申出書

次の路線について退出等の意向を申し出ます。

申出 路線 番号	退出等意向申出路線 (区間)		意向申出 内容	事 由	退出等 予定年月	関係 系統 数
	起点～終点 (通過市町村名)	キロ程 (km)				
1	小田原駅～栢山駅 (井細田中央～飯田岡入口) (小田原市)	7.8 (2.7)	路線廃止	運転士不足により 利用者が少ない路 線の効率化を図る ため	2022.4.3	1
2	小田原駅～根府川駅～石名 坂 (早川口～石名坂) (小田原市、真鶴町)	12.1 (10.3)	路線廃止	運転士不足により 利用者が少ない路 線の効率化を図る ため	2022.4.3	3
3	小田原駅～真鶴駅～湯河原 駅 (早川口～真鶴駅) (小田原市、真鶴町、湯河 原町)	17.5 (12.2)	路線廃止	運転士不足により 利用者が少ない路 線の効率化を図る ため	2022.4.3	1
4	新松田駅～五反田～関本 (東まました～和田河原 駅) (松田町、開成町、南足柄 市)	9.0 (2.2)	路線廃止	運転士不足により 利用者が少ない路 線の効率化を図る ため	2022.4.3	1
5	新松田駅～下原トンネル～ 関本 (東まました～竜福寺前) (松田町、開成町、南足柄 市)	5.6 (2.0)	路線廃止	運転士不足により 利用者が少ない路 線の効率化を図る ため	2022.4.3	1



申出路線番号	退出等意向申出路線（区間）		意向申出内容	事由	退出等予定年月	関係系統数
	起点～終点 （通過市町村名）	キロ程 （k m）				
6	新松田駅～竹松～関本 （東まました～和田河原駅） （松田町、開成町、南足柄市）	8.8 （1.8）	路線廃止	運転士不足により利用者が少ない路線の効率化を図るため	2022.4.3	1
7	関本～向田アパート～関本 （和田河原駅～竜福寺前） （南足柄市）	5.6 （1.8）	路線廃止	運転士不足により利用者が少ない路線の効率化を図るため	2022.4.3	1
8	新松田駅～関本～地藏堂 （矢倉沢～地藏堂） （松田町、開成町、南足柄市）	17.6 （3.4）	路線廃止	運転士不足により利用者が少ない路線の効率化を図るため	2022.4.3	4
9	関本～地藏堂～足柄万葉公園 （地藏堂～足柄万葉公園） （南足柄市、静岡県駿東郡小山町）	12.2 （3.5）	路線廃止	運転士不足により利用者が少ない路線の効率化を図るため	2022.4.3	2
10	湯河原駅～ゆずり葉団地上 （明店街～ゆずり葉団地上） （湯河原町、静岡県熱海市）	4.2 （3.7）	路線廃止	運転士不足により利用者が少ない路線の効率化を図るため	2022.4.3	1

#### 記入要領

- 1 申出路線番号は、退出等意向申出路線ごとに番号をかえて記入する。
- 2 退出等意向申出路線（区間）は、路線の起終点を停留所名をもって記入するとともに、当該区間のキロ程を小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記入する。
- 3 意向申出内容は、「路線廃止」等具体的な内容を記入する。
- 4 事由は、退出等を必要とする理由を簡潔に記入する。
- 5 退出等予定年月は、意向申出内容を実施しようとする予定年月を記入する。なお、路線休止に係る場合は予定する休止の期間もあわせて記入する。
- 6 関係系統数は、退出等意向申出路線に関係する系統数を記入する。

## 退出等意向申出路線に係る運行系統別調書

申出 路線 番号	系統 番号	起点～主な経由地～終点 (通過市町村名)	種別	キロ程 (k m)	運行回数 平日・土休日 (回)	平均乗 車密度 (人)	実車走行 キロ (k m)	輸送人員 (人)	経常費用 (千円)	経常収益 (千円)	差額 (千円)	競合区間 キロ程 (k m)	国 補助	備 考
1	小33	小田原駅～栢山駅 (小田原市)	①	7.8	平日：6.5回 土曜：1.5回 休日：1.5回	2.3	29,568.2	21,389	19,430	5,371	14,059	5.5		
2	小03	小田原駅～根府川駅～石名坂 (小田原市、真鶴町)	①	12.1	平日：8.5回	2.7	56,210.0	70,732	36,937	11,626	25,311	2.0		
	小04	根府川駅～石名坂 (小田原市、真鶴町)	①	5.1	平日：1.5回	2.1								
		小田原駅～根府川駅 (小田原市)	①	7.0	平日：0.5回	5.5								
3	小01	小田原駅～真鶴駅～湯河原駅 (小田原市、真鶴町、湯河原町)	①	17.5	平日：0.5回	2.4	8,845.2	7,046	5,812	1,303	4,509	2.0		
4	関12	新松田駅～五反田～関本 (松田町、開成町、南足柄市)	①	9.0	土曜：0.5回 休日：0.5回	2.7	5,505.1	7,395	3,617	1,371	2,246	7.3		
5	関13	新松田駅～下原トンネル～関本 (松田町、開成町、南足柄市)	①	5.6	平日：0.5回	0.9	1,374.5	624	903	124	779	4.0		
6	関11	新松田駅～竹松～関本 (松田町、開成町、南足柄市)	①	8.8	土曜：0.5回 休日：0.5回	0.3	1,069.6	144	702	37	665	7.0		
7	関05	関本～向田アバート～関本 (南足柄市)	①	5.6	平日：1.0回	0.1	1,381.8	139	908	21	887	3.7		

申出 路線 番号	系統 番号	起点～主な経由地～終点 (通過市町村名)	種別	キロ程 (k m)	運行回数 平日・土休日 (回)	平均乗 車密度 (人)	実車走行 キロ (k m)	輸送人員 (人)	経常費用 (千円)	経常収益 (千円)	差額 (千円)	競合区間 キロ程 (k m)	国 補助	備 考
8	関14	新松田駅～関本～矢倉沢～地蔵堂 (松田町、開成町、南足柄市)	①	14.3	平日：0.5回 土曜：2.0回 休日：2.0回	2.5	77,460.6	78,592	50,902	14,119	36,783	17.6		
	関15	新松田駅～関本～内山～矢倉沢～地蔵堂 (松田町、開成町、南足柄市)	①	17.6	平日：1.0回 土曜：0.0回 休日：0.0回	2.9								
	関16	関本～矢倉沢～地蔵堂 (南足柄市)	①	8.6	平日：0.5回 土曜：1.5回 休日：1.5回	3.2								
9	関17	関本～内山～矢倉沢～地蔵堂 (南足柄市)	①	11.9	平日：4.5回 土曜：4.5回 休日：4.5回	1.5								
	関51	関本～矢倉沢～地蔵堂～足柄万葉公園 (南足柄市、静岡県駿東郡小山町)	①	12.2	土曜：1.5回 休日：1.5回 (季節運行)	0.4	3,113.4	1,029	2,046	191	1,855	8.6		
	関52	地蔵堂～足柄万葉公園 (南足柄市、静岡県駿東郡小山町)	①	3.5	土曜：5.0回 休日：5.0回 (季節運行)	1.0								
10	湯05	湯河原駅～ゆずり葉団地上 (湯河原町、静岡県熱海市)	①	4.2	平日：11.5回 土曜：10.0回 休日：10.0回	1.9	31,382.4	46,587	20,622	6,604	14,018	0.2		

#### 記入要領

- 1 本調査は、退出等意向申出路線に関係する全ての系統について、申出路線ごとに区切って記入する。
- 2 運行系統は現時点のものを、輸送実績については最新の年度のものを記入する。但し、現在の系統と各実績数値の内容が著しく相違する場合は、実績数値欄は空白とし、余白にその旨を明記する。
- 3 申出路線番号は、申出書の番号と合致させるものとする。
- 4 系統番号は、系統毎に「かながわのバスマップ」(県バス協会編)に記載されている系統番号を記入する。
- 5 種別欄は、現時点での系統整理の考え方について、①系統廃止、②系統変更(系統の短縮や他系統に振り替えるもの等)、③その他 の数字を記入する。
- 6 キロ程、運行回数、平均乗車密度、実車走行キロ、競合区間キロ程は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記入する。
- 7 運行回数は、平日・土休日(祝祭日を含む)毎に、年間を通した平均回数を記入する。なお、1往復を1回とし、循環系統の場合は1循環1回とする。
- 8 競合区間キロ程は、自社社を問わず、競合している区間の全キロ程を記入する。(当該系統で競合区間が複数ある場合には合算する。)

9 国補助欄は、国の「バス運行対策費補助金交付要綱」(H13.5.25)の第1章第2条(3)(イ)～(ニ)に該当し、補助を受けて維持したい路線について「○」を記入する。

10 備考欄は、種別欄が②、③の場合にその内容を簡潔に記入する。また、同一の系統を複数の申出路線について記載する必要がある場合には、「再掲」と記入する。

## 小田原市地域公共交通計画の策定について

### 1 経緯・目的

- 平成 25 年 3 月「小田原市地域公共交通総合連携計画」策定（令和 4 年度末まで）
  - 令和 2 年 6 月「地域公共交通活性化・再生法」改正
    - ・「地域公共交通計画」の策定義務化
    - ・令和 6 年度末までに策定していない場合、令和 7 年度から国の補助金を活用不可（本市では、富士急湘南バスが活用）
- 令和 4 年度、令和 5 年度の 2 か年で、「小田原市地域公共交通計画」を策定する。

### 2 策定のポイント（国手引きより）

- まちづくり（立地適正化計画）と連携した面的な公共交通ネットワークの再構築に向け、公共交通が果たすべき役割を明確化。
- 従来の公共交通に加え、必要に応じて多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉運送等）も計画に位置付け、地域の移動ニーズにきめ細かに対応。
- 新たな先端技術やサービスを積極的に活用。
- 定量的な目標値（利用者数、収支、公的負担額）により PDCA の取組を強化。

### 3 策定に向けた作業内容（予定）

- 既存計画の検証・評価（目標値の達成状況の確認）
  - 現状把握（地域特性の整理、路線バス利用状況など）
  - ニーズ把握（住民アンケート、利用者聞き取り調査など）
  - 計画策定（課題整理、基本方針・目標値の設定、実施事業の検討）
- その他国補助金申請、パブリックコメントの実施ほか

### 4 スケジュール（予定）

作業内容	令和 4 年度	令和 5 年度
既存計画の検証・評価	→	
現状、ニーズ把握	→	
計画策定作業		→
国補助申請及び決定	→	→

※委託業者は、プロポーザル方式により選定する予定ですが、協議会に協議した上で行います。（令和 5 年度は、受注業者との再契約を想定。）

※計画策定主体は協議会となり、国補助金も協議会に交付されます。

※協議会は、年 3 回程度開催予定。

### 5 令和 3 年度の予定

国へ補助申請を行うとともに、プロポーザル実施要項の作成や、審査会設置要綱の制定などの準備をしてまいります。

## 令和 2 年度ユニバーサルデザインタクシー導入に係る事業評価について

令和 2 年度に、日本交通横浜(株)及び箱根登山ハイヤーが、国土交通省の地域公共交通確保維持費改善事業費補助金を活用してUDタクシーを導入するため、当該補助金の交付申請に必要となる生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）の策定について、(一社)神奈川県タクシー協会を通じて本協議会に依頼があり、計画書を策定いたしました。(別紙 5 - 2 参照)

補助制度上、導入した翌年度に事業評価を行うこととなっていることから、各社に導入状況を確認したところ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、導入を見送ったとのことでした。

このことから、当該補助に係る事業評価は不要となりますことをここに報告させていただきます。(神奈川運輸支局にも確認済)

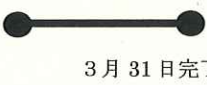
## 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

令和2年8月12日

(名称) 小田原市生活交通ネットワーク協議会

(代表者名) 吉田 樹

1. 生活交通改善事業計画の名称	
福祉車両導入促進事業（UDタクシー車両）	
2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性	
<p>障がい者や高齢者、子育て中の保護者が安心して公共交通を利用できる環境を整備することは、地域生活を送る上で欠かせません。</p> <p>その中で、ドアツードアの唯一の公共交通機関であるタクシーのバリアを解消していくことは、障がい者・高齢者等移動困難者の外出を支える取組として重要な役割があることから、車椅子のまま乗車できるユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）のほかウェルキャブタクシー（回転シート付きタクシー）などの福祉車両の導入を図り、あわせて乗務員研修を行うことで、全ての市民が利用しやすい公共交通として整備していく。</p>	
3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果	
(1) 事業の目標	
<p>小田原交通圏のタクシー事業者の協会加入車両台数 501 台のうち、福祉車両は 46 台（UDタクシー：34 台、福祉タクシー：12 台）、車両全体の 9.1%のみであり、国が策定した「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、令和2年度末までに福祉タクシー（UDタクシー）車両を全国で約 28,000 台とする目標も示されていることから、車いす利用者をはじめとした移動制約者に対する移動手段の確保を目的として、市内における福祉車両の導入を図る。</p>	
(2) 事業の効果	
<p>福祉車両導入により、障がい者や高齢者などの移動が円滑化され、誰もが利用しやすい公共交通の実現が図られる。</p>	
4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者	
(1) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）	
(内容)	
UDタクシー車両の購入（3台）：	
(内訳)	日本交通横浜（株） 2台
	箱根登山ハイヤー（株） 1台
(実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について)	
・日本交通横浜（株）	身体・知的・精神・・・10%
・箱根登山ハイヤー（株）	身体・知的・精神・・・10%
(2) 関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）	

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額												
令和2年度（当該年度）												
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合							
福祉車両導入 促進事業 (UDタクシー 一車両)	9,140千円	1,800千円	0千円	0千円	7,340千円							
	100%	19.7%	0%	0%	80.3%							
※総事業費については見込み額を記載 ※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。												
6. 計画期間												
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載												
事業の名称	令和元年度				令和2年度				令和3年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
福祉車両導入促進 事業（UDタクシ 一車両）					交付決定後着手 3台 							
7. 協議会の開催状況と主な議論												
平成28年	6月16日	生活交通改善事業計画について書面協議										
平成28年	7月25日	小田原市地域公共交通総合連携計画の事業実施状況の評価について										
平成29年	5月16日	小田原市地域公共交通総合連携計画の事業実施状況の評価について										
平成30年	8月23日	小田原市地域公共交通総合連携計画の事業実施状況の評価について										
平成30年	9月19日	生活交通改善事業計画について書面協議										
平成31年	3月6日	生活交通改善事業計画について書面協議										
令和2年	1月21日	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価に係る書面協議について										
8. 利用者等の意見の反映												
7の小田原市地域公共交通会議に市民・利用者代表が委員として参画しており、当該委員へ照会し、意見等があれば反映させている。												
9. 協議会メンバーの構成員												
関係都道府県	神奈川県県土整備局都市部交通企画課											
関係市区町村	小田原市都市部まちづくり交通課											
交通事業者・交通施設管理者等	箱根登山バス株式会社、伊豆箱根バス株式会社、富士急湘南バス株式会社、神奈川中央交通株式会社、神奈川県タクシー協会小田原支部、神奈川県交通運輸産業労働組合協議会、関東地方整備局横浜国道事務所、神奈川県県西土木事務所小田原土木センター、小田原市建設部、小田原警察署											
地方運輸局	関東運輸局神奈川運輸支局											
その他協議会が必要と認める者	福島大学准教授、小田原箱根商工会議所、市民・利用者代表等											



■注意事項

・総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 神奈川県小田原市荻窪300番地

(所 属) 都市部まちづくり交通課交通政策係

(氏 名) 泉・澁谷

(電 話) 0465(33)1267

(e-mail) ma-koutsu@city.odawara.kanagawa.jp